プラン体系案と現行計画（第２次あさひかわ男女共同参画基本計画／第４次旭川市 DV 防止計画）との比較

現行計画

第２次あさひかわ男女共同参画基本計画

【女活】：女性活躍推進計画

Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進

1　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- ⑴ 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ⑵ 性別にとらわれない職業意識の醸成，意識啓発の実施【女活】
- ⑶ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の促進

2　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ⑴ 女性の登用の促進【女活】
- ⑵ 女性の能力や感性を活かすための環境整備【女活】

3　男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
- ⑴ 地域活動における男女共同参画の促進
- ⑵ 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- ⑶ 男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援

Ⅲ　誰もが働きやすい環境づくり

4　男女の多様な働き方の促進
- ⑴ 男女の均衡な雇用機会と待遇の確保【女活】
- ⑵ 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備【女活】
- ⑶ 女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進【女活】

5　ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑴ 男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革【女活】
- ⑵ 子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消【女活】

Ⅳ　誰もが安心して暮らせる社会の形成

6　男女の人権の尊重
- ⑴ ＤＶ等の防止のための啓発と被害者の支援
- ⑵ 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携
- ⑶ 性別による人権侵害防止等に関する啓発

7　生涯を通じた健康の保持・増進
- ⑴ 保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進
- ⑵ 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発

第４次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

ＤＶ防止基本計画　　困難な問題を抱える女性への支援基本計画

（仮）旭川市ジェンダー平等プラン案

Ⅰ　ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

1　人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革
- ⑴ 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進
- ⑵ ジェンダー平等の視点に立った活動への支援
- ⑶ 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実
- ⑷ 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信

Ⅱ　あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

1　働く場におけるジェンダー平等の推進
- ⑴ 政策・方針決定への女性の参画の拡大
- ⑵ 女性活躍のさらなる推進のための意識改革
- ⑶ 誰もが働きやすい就業環境の整備

2　家庭生活におけるジェンダー平等の促進
- ⑴ 男性の家庭生活への参画の促進
- ⑵ 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実

3　多様な働き方への支援
- ⑴ 就業ニーズに応じた支援
- ⑵ 起業支援の充実

女性活躍推進計画

4　地域におけるジェンダー平等の推進
- ⑴ 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成
- ⑵ ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり

Ⅲ　誰もが安心して暮らせる社会の実現

1　ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶
- ⑴ あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- ⑵ ＤＶ被害者への支援体制の充実
- ⑶ 性暴力・性被害に関する啓発

ＤＶ防止基本計画

2　多様性を尊重する環境の整備
- ⑴ 多様な性のあり方への理解促進と支援
- ⑵ 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

3　困難や不安を抱える女性への支援
- ⑴ 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援
- ⑵ 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

困難女性支援基本計画

4　生涯を通じた健康支援
- ⑴ 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進
- ⑵ ライフステージに応じた健康づくりの推進

変更点（主なもの）

- ・国や道の構成を反映
- ・啓発（学習）に加え環境整備による意識改革にも取り組む

女性活躍推進法に基づく市町村計画に位置付け
- ・第２次基本計画の関係部分を集約
- ・第２次計画の基本目標Ⅲを包括
- ・「女性の経済的自立」に向けた取組を重点化

第４次旭川市 DV 防止計画を統合

配偶者暴力防止法に基づく基本計画に位置付け
- ・性暴力の啓発を追加

- ・性の多様性を含む「多様性尊重」を基本的方向として追加

困難女性支援法に基づく基本計画に位置付け

- ・女性特有の健康課題への啓発・支援を重点化